

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策
「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

各指定障害児通所支援事業所及び各指定障害児入所施設におかれましては、県ホームページにございます「(別添2)安全管理マニュアル」をご一読いただき、送迎に当たって安全管理の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

また、送迎時の点呼等による児童の所在確認及び送迎バスへの安全装置の装備の義務付けが今後予定されております。詳細につきましては、別添の厚生労働省事務連絡における「1 所在確認や安全装置の装備の義務付けについて」をご参照ください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		